

(1) 北小学校・府中小学校の統合について

① 北小学校・府中小学校の統合の是非

児童数将来推計(令和3年5月1時点のデータより作成) ※黄色箇所は複式学級

北小学校		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
区分	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数																	
1年	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	4	1	5	1	4	1	5	1	5	1	4	1	4	1	
2年	6	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	5	1	4	1	5	1	5	1	5	1	4	1	
3年	6	1	6	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	5	1	4	1	5	1	5	1	5	1	
4年	4	1	6	1	6	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	5	1	4	1	5	1	5	1	
5年	5	1	4	1	6	1	6	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	5	1	4	1	5	1	
6年	9	1	5	1	4	1	6	1	6	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	5	1	4	1	
合計	34	4	29	3	32	4	34	4	33	4	32	4	32	4	33	4	30	4	29	4	28	4	27	3	

府中小学校		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
区分	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数																	
1年	69	2	63	2	68	2	48	2	60	2	61	2	67	2	54	2	62	2	60	2	59	2	59	2	
2年	69	2	66	2	63	2	68	2	48	2	60	2	61	2	67	2	54	2	62	2	60	2	59	2	
3年	78	2	69	2	66	2	63	2	68	2	48	2	60	2	61	2	67	2	54	2	62	2	60	2	
4年	73	2	79	2	69	2	66	2	63	2	68	2	48	2	60	2	61	2	67	2	54	2	62	2	
5年	73	2	73	2	79	3	69	2	66	2	63	2	68	2	48	2	60	2	61	2	67	2	54	2	
6年	71	2	73	2	73	3	79	3	69	2	66	2	63	2	68	2	48	2	60	2	61	2	67	2	
合計	433	12	423	12	418	14	393	13	374	12	366	12	367	12	358	12	352	12	364	12	363	12	361	12	

○学校の場所 府中小学校

○選定の理由

- ・ 2校が府中中学校区であること。
- ・ 小小連携の取組みがされていること。
- ・ 府中小学校は2校が統合しても全児童が入れる施設規模であること。
- ・ 複式の解消が図れること。

石岡市立小中学校統合再編計画より

※統合再編計画の策定にあたり実施したアンケートにおいて、約8割の方が統合について理解できる旨の回答をしている。

令和3年度 説明会・意見交換開催状況

北小・府中小

- ・ 令和3年5月10日 北小 PTA意見交換会の開催〔5名〕
- 6月23日 府中小 PTA意見交換会の開催〔7名〕
- 7月2日 北小 保護者説明会の開催〔20名〕
- 7月27日 府中小 保護者説明会の開催〔12名〕
- 11月4日 北小 地域説明会の開催〔13名〕
- 11月9日 府中小 地域説明会の開催〔4名〕
- ・ 令和4年1月13日 北小・府中小PTA 合同意見交換〔10名〕

〔主な意見〕

北小

- ・ 未就学児童の保護者の意見も重要である。
- ・ スクールバスの負担金は無料にしてほしい。
- ・ 体操服の補助を望む。
- ・ 府中小との統合は北小の子どもたちにどのようなメリットがあるのか。
- ・ 統合後の教員配置について。全く知らない先生ばかりといったことにならないように。

府中小

- ・ スクールバスを運行する場合、府中小の児童も利用できるか。
- ・ 統合の時期と場所については決定事項なのか。

●昨年度実施の保護者・地区説明会において、統合のメリットや要望など。前向きに捉えた保護者や地域住民の声が挙がっている。

② 統合の時期について

想定される統合の時期 令和6年4月または令和7年4月

●現在の社会情勢や今後のスケジュールも踏まえ協議・決定

(2) 協議の進め方について

協議にあたり、協議事項や検討組織の体系について協議・決定

別紙：協議の進め方について参照